

委託に係る企画提案競技実施要項

「触れて、学んで、つながるDX導入促進事業」体験型展示会等業務委託企画提案競技の実施については、この要項に定めるとおりとする。この事業の受託者を選定するための企画提案を下記のとおり募集する。

1 募集内容

(1) 委託業務名

「触れて、学んで、つながるDX導入促進事業」体験型展示会等業務委託

(2) 委託業務内容

別添仕様書のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）までとする。

(4) 委託上限額

66,400,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含む）を上限とする。

この金額は契約金額の限度額を示すものであり、埼玉県がこの金額で契約することを約束するものではない。

2 参加資格の要件

次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）及び同要綱に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち小分類「催物の企画・運営等関連業務」において登録されている者であること。
- (2) 次のアからキまでに該当すること。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
 - ウ 民事再生法による再生手続き開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は破産法の規定による破産手続開始の申立てが行われているものでないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
 - エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
 - カ 法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
 - キ 仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本企画提案競技に参加できること。

3 企画提案競技に関する事項

(1) スケジュール（予定）

令和8年2月19日（木）午後5時	質問受付期限
令和8年2月25日（水）	質問回答期限
令和8年3月4日（水）午後5時	企画提案書等提出期限
令和8年3月11日（予定）	第一次審査（書類審査）の結果通知
令和8年3月下旬	選考実施（プレゼンテーション審査）
令和8年3月下旬	選考結果通知

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

- (ア) 「触れて、学んで、つながるDX導入促進事業」体験型展示会等業務委託提案応募申込書（様式1）
- (イ) 会社概要（様式2）
- (ウ) 商業登記簿謄本写し（過去3か月以内交付）
- (エ) 事業費等見積書（様式3）
- (オ) 企画提案書（様式任意 A4版・片面）
下記エ「企画提案書の記載事項」及び仕様書に基づき作成すること。
- (カ) 欠格に該当しない旨の誓約書（様式4）

イ 提出方法

電子メールとする。メール送付後、下記連絡先あてすみやかに電話で到着確認をすること。データ形式は PowerPoint 又は PDF に限る。

申込書メールの件名：企画提案競技参加申込_体験型展示会（企業名）

なお、添付ファイルの容量が 10 メガバイトを超える場合は一度電話連絡すること。
送付先、連絡先は末尾記載の提出先とする。

ウ 提出期限

令和8年3月4日（水）午後5時まで

エ 企画提案書の記載事項

仕様書を踏まえ、記載する事項は概ね次のとおりとする。

- (ア) 基本方針
本業務を実施する上での基本方針及び重要と考えるポイントを記載すること。
- (イ) 事業実施計画
仕様書に沿って次の項目を含む具体的な企画案を記載すること。
 - a 体験型展示会の運営業務
特に、中小・小規模事業者向けであり、実際に「触れる」という体験を重視すること。
 - b 広報関係
 - c 来場者のDX導入状況調査
- (ウ) 事業実施体制
本業務を実施するために必要な人数や職務内容など、具体的な実施体制を記載すること。
- (エ) 事業実施工程表
- (オ) 連携・協力先
本業務を実施するために連携・協力が可能な企業・団体等があれば、名称及び内容を記載すること。
- (カ) その他必要と認められる事項

オ その他

- (ア) 提出書類は一切返却しないものとする。
- (イ) 企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。
- (ウ) 本実施要項に違反した場合や提出書類に虚偽の内容を記載した場合は応募を無効とする。

(3) 質問事項の受付・回答

募集の内容等に関する質問を下記とおり受け付ける。

ア 受付期間

令和8年2月19日（木）午後5時まで

イ 受付方法

質問書（様式5）に記入の上、電子メールで提出し、下記連絡先あてすみやかに電話で到着確認をすること。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、2月25日（水）までに県ホームページに掲載する。なお、電話による質問には、簡易なものを除き応じない。

4 委託候補者の決定方法

(1) 選定方法

委託先の選定にあたっては、企画提案書等を提出した者が、県が設置する審査会において選定委員会が提案内容を総合的に審査し、当該審査の結果、評価が最も高かった提案者を委託候補者として選定する。選定委員会に出席しなかった者については、審査の対象としない。

(2) 審査項目

審査項目は概ね下記のとおり。

ア 事業の理解度

仕様書を的確に理解し、目的を達成できる内容となっているか。

イ 事業の企画力

- (ア) 展示会の内容が目的にふさわしいものであるか。
- (イ) 専門的なノウハウを生かした提案となっているか。
- (ウ) 展示会後にDXツール導入につながるような仕組みづくりがなされているか。

ウ 事業の遂行能力

- (ア) 実施スケジュールは具体的かつ実現可能なスケジュールであるか。
- (イ) 運営管理・実施体制は十分か。
- (ウ) 事業を遂行するために必要な能力や実績を有しているか。
- (エ) 目標達成に向けた手段として適切か。

エ 費用の合理性

コストパフォーマンスに優れた積算となっているか。

オ その他提案事項

本事業の目的を達成するための独自企画案があるか。

(3) 第1次審査（書類審査）

応募者が5者以上の中には、企画提案書及びその他提出書類による第一次審査（書類審査）を実施し、第1次審査を通過した者（4者程度）のみプレゼンテーション審査を行う。

なお、第1次審査の結果（未実施含む）は、応募者全員に電子メールで通知する。

5 選定委員会の開催

(1) 日程等

令和8年3月下旬にさいたま市内（県庁近辺）で開催予定。（オンライン開催の場合あり。）詳細な場所・時間等については、企画提案書等を提出した者に対し、応募者多数の場合の書類審査の結果を含め、電子メールで通知する。

(2) 内容

ア 「3（2）企画提案書等の提出」の書類に基づくプレゼンテーション及び質疑応答
イ プrezentationは、提出した企画提案書に基づき行い、記載した内容と異なる新たな提案は行わないこと。

(3) プrezentation等の時間

1者当たり15分以内でプレゼンテーションを行い、その後、質疑を10分程度行うこととする。

(4) 出席者

1者につき3名以内。

なお、本業務を直接担当する者を必ず出席させること。

(5) 選定結果

文書で通知する。

6 留意事項

令和7年度2月補正予算が議決されなかったとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があった時は、企画提案を停止、中止又は取り消すことがある。

7 契約の相手方の決定方法

県は、契約候補者（審査の結果、評価が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

また、契約候補者と協議が整わない場合は、評価が2番目に高かった者と改めて協議を行う。なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、審査会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を候補者として選定する。

8 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 本実施要項に示した企画提案書等の作成や提出に関する条件に違反した場合
- (3) 見積書の金額が契約限度額を超える場合
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 企画提案書等の情報公開

契約締結後、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。また、県民等からの情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

10 その他

- (1) 契約の相手方は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の1以上を乗じた額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当す

る場合は、免除する。

(2) 本プロポーザルに係る一連の手続き及び契約等に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

1.1 問合せ先・質問事項及び企画提案書等の提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課 総務・サービス産業担当

住 所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（本庁舎5階）

電 話：048-830-7983

電子メール：a3750-13@pref.saitama.lg.jp